

南海トラフ地震・首都直下地震等 大規模災害時の応援のあり方に関する検討会

～ 徳島県の南海トラフ巨大地震発生時の 広域応援の受入と被災地支援について ～

徳島県危機管理環境部
次長 勝間 基彦

1 南海トラフ巨大地震発生時の受援体制の位置づけ

● 徳島県地域防災計画

共通対策編 第2章 第9節 広域応援・受援体制の整備

第1 方針

県及び市町村は、大規模災害が発生した場合に、円滑な応急対策等が行えるよう、国が策定した「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」等に沿って、体制の見直し等を行うとともに、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、実効性の確保を図り、広域的な応援・受援体制を確立しておくものとする。

● 徳島県業務継続計画(BCP)

災害時に不足する資源について、外部から円滑な調達を行うため、平時から関係機関、団体との協定締結など、連携体制の構築に努める。

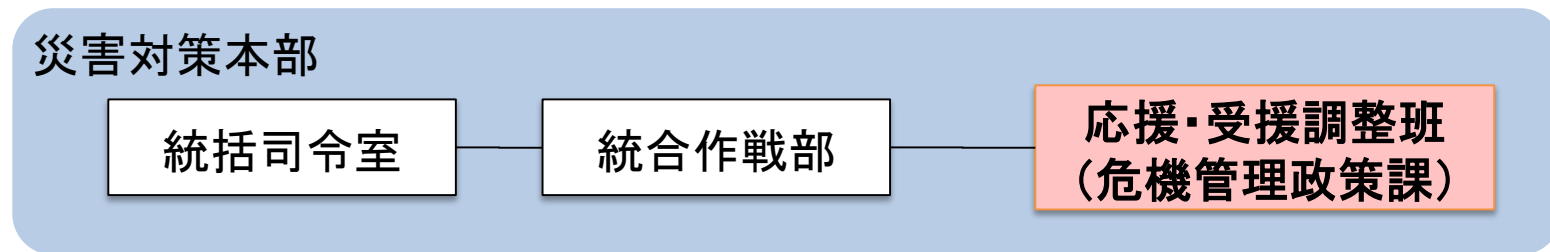
(徳島県広域応援に係る主な協定)

- 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定
- 鳥取県と徳島県との危機事象発生時相互応援協定
- 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定
- 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

2 南海トラフ巨大地震発生時の受援体制の構築

- 徳島県災害対策本部運営規程への位置づけ(R1.5月改正)

- 県災害対策本部内に、「応援・受援調整班」を設置



- 受援研修等の実施

- 市町村受援対応研修の実施
- 災害ボランティア連携・協働研修会(内閣府主催・県共催)の実施

- 受援計画策定の促進

- 市町村補助金(災害対応計画策定支援事業)

3 県内被災市町村支援

初動期

県・市町村の
連携強化



市町村派遣チーム
(リエゾン派遣)

毎年度当初、
県職員を対象に、
派遣者の選定、研修を実施

応急 対策期

災害対応全般
受援対応



県版災害マネジメント※1
総括支援員制度

毎年度、
県及び市町村職員を対象に
研修を実施

住家被害認定
罹災証明書



住家被害認定
調査員研修

※1 研修修了者は名簿登録

避難所運営



・スフィア研修 ※2
・避難所運営訓練

※2 避難所運営に携わる
自主防災会、関係者等も
含め幅広い人材を育成

スフィア研修：徳島県では、避難所を含めた被災者の生活環境の整備の視点として、人道及び緊急支援のための国際基準である「スフィア・スタンダード」を支援体制に取り入れるための研修を実施している。

その他

・新規採用職員の防災士取得 ・職階別研修における防災課目の設定

4 徳島県の県外被災地支援

● 徳島県の主な被災地支援 (派遣者数は、専門職を除く短期派遣を対象)

災害名	主な支援先	派遣者数	主な業務
H23東日本大震災	宮城県	約600名	・連絡調整 ・避難所運営
H28熊本地震	熊本県益城町	200名	・連絡調整 ・避難所運営
H28鳥取県中部地震	鳥取県倉吉市	158名	・連絡調整 ・住家被害認定
平成30年7月豪雨	愛媛県宇和島市	166名	・マネジメント支援 ・避難所運営
令和元年東日本台風	栃木県佐野市	74名	・マネジメント支援 ・住家被害認定調査

- ・相互応援等を基づき、各地の災害に対して応援職員を派遣
- ・総務省の応急対策職員派遣制度創設(H30)以降は、従来の支援業務に加え、「災害マネジメント支援」についても職員を派遣
- ・栃木県佐野市では、**受援班を設置**し、受援調整等の支援に従事

5 被災地支援から得られた知見

● 派遣職員アンケート等

司令塔となる
人材が必要

災害対応全体の
組織作りが重要

応援職員を
受け入れる
体制整備が必要

被災県と
被災市町村の
連携が課題

災害対応業務の
事前学習が必要

避難所運員は
地域住民の理解も必要

住家調査に精通した
職員を増やすことが必要

大規模災害時の県外の支援が届かない場合を
想定(交通途絶・コロナ)した、県内の相互応援体制の充実が必要

- ・外部からの**応援職員受入の重要性**を再認識
- ・被災市町村を支援する**県支援体制の充実**が必要
- ・県、市町村職員、関係機関等を対象とした**防災人材の育成**
- ・被災地の迅速かつ円滑な復旧・復興に資する**「事前復興」の推進**

被災地支援
マニュアルの
充実